

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するものは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 8 項に基づき、以下の条件を満たす特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の要件(感染性産業廃棄物)

イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
ロ	2年以上環境衛生指導員の職にあつた者
ハ	大学、高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者、又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

特別管理産業廃棄物管理責任者の要件(感染性産業廃棄物以外)

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	廃棄物の処理に関する技術上の実務経験
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ハ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ニ	高校・旧制中学		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
			理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 (例)特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了者			

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会に関するお問い合わせは、一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会(078-371-3177)までお願いします。

なお、受講申込書は、神戸県民局を除く各県民局環境担当課でも、入手可能です。